

登録運転者等に対する行政処分等の基準

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）が、平成26年1月27日から施行されることに伴い、登録運転者の法令違反について、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第9条の規定に基づく登録の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、当局管内の登録運転者等に行政処分等を行う場合は、この基準によることとする。

平成26年 1月27日
一部改正 平成28年 8月22日
一部改正 令和2年11月27日

内閣府沖縄総合事務局長

1. 通則

- (1) 行政処分の種類は、登録の取消し及び登録を行わない期間（以下「再登録禁止期間」という。）の決定とする。
また、これに至らないものは、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。
- (2) 行政処分等を行う場合において、違反日から過去3年以内に同一の違反（別表に定める違反行為の事項が同一の違反をいう。以下同じ。）による行政処分等がない場合における当該違反を「初違反」といい、違反日から過去3年以内に同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反を「再違反」といい、違反日から過去3年以内に同一の違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。
- (3) 登録運転者等に対する行政処分等は、この通達の本文及び別表に定める違反事項ごとの行政処分等の基準（以下「処分等基準」という。）に基づき行うものとする。

- (4) 累違反については、次により取扱うものとする。
- ① 再違反の処分等基準が警告又は2年である違反事項の累違反については、再違反と同じ処分等基準とする。
 - ② ①以外は、再違反の2倍とする。
- (5) 違反の内容が次に掲げる場合は、(3)及び(4)の基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(3)及び(4)の基準による再登録禁止期間の2倍を上回らないもの ((3)及び(4)の基準による処分等基準が警告の場合には登録の取消し及び10日間の再登録禁止期間の決定)とする。
- ① 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合
 - ② 違反事実又はこれに伴い引き起こした事故が社会的影響のあるものである場合
- (6) 違反行為を防止するために相当の注意が尽くされたことの証明があった場合は、当該違反行為について(3)及び(4)の基準による行政処分等を軽減することができる。この場合、軽減は原則として(3)及び(4)の基準による再登録禁止期間の2分の1を下回らないものとする。
- (7) 「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月30日付け公示第61号)により設置されている「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」により、必要に応じて、本基準に違反行為の事項がない場合、違反に対して加重又は軽減する場合等について、同審査委員会の議に付して処分等を行うものとする。

2. 法令違反に係る点数制度

- (1) 1. (3)により警告を行った登録運転者には、別表による違反点数を付すものとする。
- (2) (1)により登録運転者に付した違反点数(以下単に「違反点数」という。)は累計し、当該登録運転者の属する営業所を管轄する沖縄総合事務局において管理を行うものとする。
- (3) 違反点数の累計期間は3年間とし、違反点数を付した日から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。
また、「タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規定に基づく講習の受講命令の発動基準について」(平成20年6月13日付け国自旅第90号)(以下「受講命令発動基準」という。)に基づく講習の受講命令を受けた場合には、当該命令日以前の違反点数は消滅するものとする。
- (4) 受講命令発動基準に基づく講習の受講命令の発動により、当該命令に係る登録運転者が、当該命令を行った日から3年以内に違反点数の累計が7点以上となった場合には、3. (1)の登録の取消し及び3. (2)の再登録禁止期間(10日間)の決定を行うものとする。この場合、(3)の規定にかかわらず、当該登録の取消し及び再登録禁止期間の決定をもって、累計された

違反点数は消滅するものとする。

3. 登録の取消し及び再登録禁止期間の決定

(1) 登録の取消し

① 登録の取消しは、別表の違反行為を行った場合及び本基準に違反行為の事項がない場合であって、1. (7)に基づき登録の取消しを行うことを決定した場合に行うものとする。

ただし、別表の基準による処分等が警告の場合(2. (4)の場合を除く。)には行わないものとする。

② 登録の取消しを行うときは、(2)の再登録禁止期間の決定を併せて行うものとする。

③ ①による登録の取消し前に登録の消除が行われた場合には、(2)の再登録禁止期間の決定のみを行うものとする。

(2) 再登録禁止期間の決定

① 再登録禁止期間の決定は、2年以内の期間を定めて行うものとする。

② 各違反事項の再登録禁止期間は、1. (3)~(7)及び2. (4)に基づいて決定するものとする。この場合、一の違反が2以上の違反事項に該当する場合は、その最も重い違反の再登録禁止期間とし、2以上の違反がある場合は再登録禁止期間を合算したものとする。

附 則

この基準は、平成26年1月27日から施行する。

附 則(平成28年8月22日 府運監指第160号、公示第67号)

1. 改正後の基準は、平成28年8月22日から施行する。
2. 平成28年8月21日以前の違反行為については、改正前の「登録運転者等に対する行政処分等の基準について」(平成26年1月26日付け公示第10号)を適用する。

附 則(令和2年11月27日 府運監指第147号、公示第76号)

1. 改正後の基準は、令和2年11月27日から適用する。
2. 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。